

社会福祉法人柳井市社会福祉協議会  
指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人柳井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人柳井市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
- 二 所在地 山口県柳井市南町三丁目9番2号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	常 勤 1名	職員の管理、指導、業務の統括。
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	常 勤 2名以上 非常勤 1名以上	指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
訪 問 介 護 員	常 勤 3名以上 非常勤 (専従) 10名以上 (兼務) 1名以上	指定訪問介護の提供にあたる。 (常勤2名、非常勤1名はサービス提供責任者)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日に関する法律に定める日、年末年始（12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日まで）を除く。
- 二 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 三 居宅介護サービス計画により、休業日又は時間外であっても、サービスの提供を行う場合

がある。

四 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に記載のある割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

一 身体介護

二 生活援助

2 厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

3 次条の通常の事業実施区域を超え、又は実施地域内の離島で行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を必要に応じて徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明した上で、支払いに合意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

5 第3項の交通費については、法人の会長（以下「会長」という。）と管理者が協議の上、減額又は免除することができる。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、柳井市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたことを察知した場合には、速やかに主治医や関係機関等に連絡を行うなど、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持)

第9条 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持しなければならない。

2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、利用者の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 虐待防止のための指針に基づき、虐待防止検討委員会を設置し責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第12条 会長は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他)

第13条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を可能な限り設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、会長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成17年2月21日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年7月15日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年6月9日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年10月2日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年1月18日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年2月23日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月11日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年5月6日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。